

釜石市民交流センター条例

○釜石市民交流センター条例

平成15年3月14日

条例第3号

改正 平成17年9月16日条例第23号

平成25年12月20日条例第44号

令和元年9月17日条例第7号

(設置)

第1条 市民の交流機会の増進に資するため、釜石市民交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平17条例23・全改)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜石市民交流センター

位置 釜石市嬉石町一丁目7番8号

(平17条例23・旧第3条繰上)

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例23・追加)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 火曜日から土曜日まで 9時から21時まで

(2) 日曜日 9時から17時まで

(平17条例23・追加)

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(平17条例23・追加)

釜石市民交流センター条例

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請して許可を受けなければならない。許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(平17条例23・旧第4条繰下・一部改正)

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、センターを利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設又は設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長がセンターの管理上適当でないとき。

(平17条例23・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、利用の許可を受けた際に前項に定める利用料金(休館日において利用する場合は、別表により算定した額の3割増の額)を合算した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を指定管理者に納付しなければならない。

3 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する利用料金の納付期日を別に指定することができる。

(平17条例23・旧第6条繰下・一部改正、平25条例44・令元条例7・一部改正)

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(平17条例23・追加)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123

釜石市民交流センター条例

号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が利用するとき。

(2) その他市長が適当と認めるとき。

(平17条例23・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の不還付)

第11条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例23・旧第8条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。

(2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他不可抗力によりセンターの運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。

(5) その他市長が必要であると認めるとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生ずる場合においても、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

(平17条例23・旧第9条繰下・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用の許可の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例23・旧第10条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第14条 利用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(2) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第15条 センターの管理について、第3条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 平等な利用が確保されること。

釜石市民交流センター条例

- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例23・追加)

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(平17条例23・追加)

(損害賠償義務)

第19条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設又は設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(平17条例23・旧第11条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はセンターの業務の従事を退いた後においても、同様と

釜石市民交流センター条例

する。

(平17条例23・追加)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例23・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月16日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(釜石市民交流センターに関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日前に利用の許可がされている同日以後の釜石市民交流センターの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の使用料等の経過措置)

3 この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」

釜石市民交流センター条例

という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、
 なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(平17条例23・全改)

利用料金上限額

1 会議室等利用料金

区分		金額(1時間につき)	備考
集会室	利用料金	800円	1 冬期加算料は、11月から翌年4月までの期間の利用料金に加算する。 2 娯楽室、教養室及び和室を16時から翌日10時まで宿泊で利用する場合の利用料金は1人につき2,400円とし、11月から翌年4月までの期間の利用料金に加算する冬期加算料は1人につき600円とする。
	冬期加算料	200円	
大会議室	利用料金	600円	
	冬期加算料	150円	
小会議室	利用料金	400円	
	冬期加算料	100円	
娯楽室	利用料金	400円	
教養室	冬期加算料	100円	
研修室	利用料金	300円	
和室	冬期加算料	100円	

2 体育館利用料金

区分			全館貸切利用						個人利用 1人1回3 時間につ き
			午前 9時から 12時まで	午後 12時から 17時まで	夜間 17時から 21時まで	昼間 9時から 17時まで	昼夜間 12時から 21時まで	全日 9時から 21時まで	
入場料 等を徴 収しな い場合	体育競技 を目的と する場合	小学生	750円	1,250円	1,600円	2,000円	2,850円	3,600円	50円
		中学生							
		高校生							
		一般	1,500円	2,500円	3,200円	4,000円	5,700円	7,200円	100円
	その他の催しに利用 する場合		3,000円	5,000円	6,400円	8,000円	11,400円	14,400円	—
入場料 等を徴 収する 場合	体育競技 を目的と する場合	小学生	2,250円	3,750円	4,800円	6,000円	8,550円	10,800円	—
		中学生							
		高校生							
		一般	4,500円	7,500円	9,600円	12,000円	17,100円	21,600円	—

釜石市民交流センター条例

その他の 催しに利 用する場 合	販売、そ の他の営 利行為を 行わない 場合	7,500円	12,500円	16,000円	20,000円	28,500円	36,000円	—
	販売、そ の他の営 利行為を 行う場合	30,000円	50,000円	64,000円	80,000円	114,000 円	144,000 円	—

備考

- 1 体育館の貸切利用の場合において、9時前又は21時後に利用する場合の利用料金の額は、17時から21時までの区分の利用料金の額を4で除して得られた額に利用した時間数を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 体育館の貸切利用の場合において、体育館の2分の1以内を利用する場合の利用料金の額は、この表の利用時間に係る利用料金の額の2分の1の額とする。